

主催 島根県

応募要領

目的

魅力ある島根の景観づくりに貢献しているまちなみや建造物及び活動等を表彰することにより、快適で文化の薫り高いふるさと島根の景観形成に資することとします。

応募部門

<mark>島根県内</mark>において、景観に配慮して整備された施設又は行われている活動で、以下の5部門とします。ただし、5部門全体での審査となるため、 部門ごとに受賞物件が選定されるとは限りません。

1. まち・みどり・活動部門

- ①積極的に景観整備されているまちなみ及びまちかど (農山漁村集落を含む) 並びに緑化及び修景の事例
- ②史跡周辺での景観保全活動、景観づくりのための行為、活動等

2. 土木施設部門

土木施設等(道路、橋、河川、砂防、公園、住宅団地の造成等)

3. 公共建築物部門

事業主体が国、地方公共団体等である建築物

4. 民間建築物部門

公共建築物以外の建築物(ただし、史跡、神社、仏閣等は除く)

- 5. 屋外広告物・その他部門
 - ①屋外広告物等(看板、公共サイン、モニュメント及びストリートファニチャー等を含む)
 - ②その他上記の各部門に含まれないもの

応募要件

- 1. 自薦、他薦を問わず、どなたでも応募できます。
- 2. 過去に応募された物件の再応募もできます。
- 3. 過去に「しまね景観賞」を受賞した物件は除きます。

応募方法

<mark>(パソコ</mark>ン、スマートフォン、郵送により応募できます)

1. 電子メール、郵送での応募

応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、写真データと併せて応募先メールアドレスまで送付してください。件名は「第33回しまね景観賞応募」でお願いします。郵送による場合は、応募用紙に必要事項を記入の上、写真を貼り付けて応募先まで送付してください。



しまね景観賞

検索

2. 応募フォームからの応募

しまね電子申請サービスの応募フォームから応募してください。

- ※写真データは4個程度とし、立地環境や周辺景観との関係が分かる近景・遠景写真としてください。
- ※提出された写真について、島根県は、しまね景観賞の報告書等の広報 用印刷物作成のほか各種広報等において、 無償で使用する権利を有するものとします。
- ※必要に応じ、写真の追加提供を求める場合があります。



3. 応募締切

第33回の応募締切は、令和7年9月1日(月)までとします。 なお、令和7年9月2日(火)以降は、第34回しまね景観賞の応募物件として受け付けます。

4. 応募先 (問い合わせ先)

〒690-8501 松江市殿町 1 番地 島根県 土木部 都市計画課 景観係 TEL:0852-22-6773 FAX:0852-22-6004 MAIL:toshikei@pref.shimane.lg.jp

審査・表彰

- <mark>1. しま</mark>ね景観賞審査委員会で審査を行い、受賞対象を選考します。
- 2. 受賞物件の所有者、事業実施団体の長及び地域の代表者には、表彰状 と表彰銘板を設計者及び施工者には、表彰状を授与します。

受賞物件の応募者には、記念品を贈呈します。

【部門別 写真例】









